

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 職員の給料月額を改定することにしました。
- 2 この条例は、公布の日（令和7年11月28日）から施行し、令和7年4月1日から適用することにしました。

(総務局人事部給与課)